

令和元年度

第10回第二農地部会定例会議事録

令和2年1月30日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和元年度 第10回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和2年1月30日(木) 午後2時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 203 会議室

1 出席委員

1番 大 瀧 勇	2番 滝 沢 記 一	3番 村 松 勝 藏
5番 笹 川 慶 一 郎	6番 金 井 薫	7番 西 條 弘 子
8番 岸 田 健	9番 秦 正 敏	10番 望 月 博
11番 金 澤 稔		

2 欠席委員

4番 佐 藤 正 雪

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫		
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗		
大島区駐在室	班 長	春谷 正明		
牧区駐在室	副主任	上原 敏明		
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任	諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広		
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一		
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一		
三和区駐在室	主 任	上田 良広		

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

秋山文雄(安塚区)、大滝正秋(浦川原区)
山岸健二(大島区)、
長瀬一成(牧区)、米川尚登(〃)
小池孝志(柿崎区)、上野登(〃)、宮川武彦(〃)
細谷正夫(大潟区)
大澤純男(頸城区)
上野栄一(吉川区)、天明伸浩(〃)
前山明(三和区)、福原弥(〃)
※ 欠席・・・山口利一(安塚区)、津幡徹重(〃)
西山学(浦川原区)、
高橋三登一(大島区)、岩野文義(〃)
上原正彦(牧区)
長井恒夫(柿崎区)
関川貞行(頸城区)、山本誠信(〃)
澤田清一(三和区)、

・その他・・・無し

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

11番 金澤 稔 2番 滝沢 記一

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

② 浦川原区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

③ 大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

④ 牧区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第3号 農用地利用集積計画変更について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

6 会議

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【1. 開会】 午後2時00分 それでは、これより令和元年度第10回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> <p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに大瀧部会長からごあいさつを宜しくお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p> <p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>本日、欠席の報告があるのは、4番佐藤委員です。その他は全員からご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 11番金澤委員、2番滝沢委員を指名いたします。</p> <p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 6番西條委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
<p>議 長</p>	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>《<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求</p>

<p>安塚区 駐在室</p> <p>議 長</p>	<p>めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが 3 年以内が 6 件、3 年を超え 6 年以内が 3 件、6 年を超え 10 年以内が 8 件、計 17 件、借り手人数は 9 人、貸し手人数は 17 人です。利用権を設定する土地は、田 65 筆 53,844 m²、畑 2 筆 118 m²、再設定が 15 件、新規設定が 1 件です。 新規設定 1 件についてご説明いたします。 3 頁をご覧ください。番号 2144 番ですが、この案件は契約期間が過ぎ新規案件となっているものであって、実質は再設定でございます。 再設定の詳細は、2 頁以降をご覧くださいと思いますが、3 頁番号 2143 番、4 頁番号 2145 番の賃借料の欄が 2 段書きとなっておりますが、田んぼの場所により賃借料が違うためです。 これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p>	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」6 件をご報告いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。契約内容はすべて農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約であり、農地利用集積団滑化団体をとおしたものです。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>整理番号 2569 番と 2570 番は、耕作不便・低生産地のため解約するものです。返還後の利用計画は他者へ貸付予定とのことです。</p> <p>整理番号 2571 番と 2572 番は、労力不足のため解約するものです。返還後の利用計画は他者へ貸付予定とのことです。</p> <p>整理番号 2573 番と 2574 番は、耕作不便・低生産地のため解約するものです。返還後の利用計画は地主耕作とのことです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案書 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。利用権設定の内訳は、3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 3 件、合計 5 件です。借り手 3 人、貸し手 5 人で利用権を設定する土地は、田 33 筆 20,636 m²、畑 1 筆 187 m²で、新規 5 件です。</p> <p>新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>2 頁の番号 2901 番から 3 頁 2905 番まで、貸し手の労力不足のため、地域の担い手へ貸し付けするものです。</p> <p>なお、これら利用権設定 5 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」12件の説明をいたします。4頁をご覧ください。</p> <p>4頁の番号2912番から2918番、5頁の番号2919番、2920番、2923番の契約内容については、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。</p> <p>同じく5頁の番号2921番、2922番は農地法第3条による賃貸借契約です。</p> <p>合意解約の事由については、いずれも借受人の労力不足です。返還後の利用計画につきましては、他者へ貸付する方向で調整中です。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区 駐在室</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1頁の議案第1号「農地法第3条許可申請について」番号3301番の1件を説明いたします。別添の「農地法第3条調査書」を併せてご覧ください。</p> <p>譲渡人の離農により、隣接する農地を耕作している譲受人に、贈与による所有権移転を打診したところ、双方で合意したものです。</p> <p>別紙調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断します。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。1 の利用権設定、期間 3 年以内が 4 件、3 年を超え 6 年以内が 19 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件、10 年超えはなしです。借り手 10 人、貸し手 25 人、利用権を設定する土地は田 69 筆 66,302 m²で再設定 2 件、新規 23 件です。</p> <p>3 の所有権移転は 1 件で、買い手 1 人、売り手 1 人、所有権を移転する土地は田 5 筆 2,804 m²、畑 2 筆 1,490 m²です。</p> <p>利用権設定の新規案件について説明します。</p> <p>3 頁の整理番号 3301 番から 5 頁の 3312 番までの 12 件並びに 3317 番は、これまで別の借り人が耕作していましたが、労力不足による経営縮小のため、合意解約並びに利用権の満期をもって、新たな借り人に貸付するものです。</p> <p>なお、4 頁の 3305 番は、これまで円滑化事業で牧農林公社に貸付の後、地元の法人に転貸されていましたが、貸付期間の満了に伴い、今後の円滑化事業の廃止を見込んで、県の農林公社に貸し付けするもので、引き続き県農林公社から同じ法人に転貸される予定です。</p> <p>契約の始期が 2 月 28 日となっていますのは、牧農林公社の借受期間満了日の翌日からということです。</p> <p>5 頁の 3313 番から 3315 番、3318 番、3320 番から 3325 番はこれまで自作していた貸し人が、労力不足や高齢による経営縮小から、新たに別の耕作者に貸付することになったものです。</p> <p>8 頁の所有権移転 1 件は、これまで買い手が利用権設定で耕作していた農地を、売り手からの要望により、10 a 当たり 1 万円で所有権移転に合意したものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p>
議 長	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>9 頁の議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。</p>
牧区 駐在室	<p>権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、整理番号 3301 番の 1 件です。</p> <p>先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 2 筆について、市長が農地中間管理機構に借受申出をしている整理番号 3301 番の農業者に配分するため、利用配分計画案を作成しました。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p> <p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p>

議 長	次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
牧区 駐在室	<p>11 頁の報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」整理番号 3301 番から 3304 番並びに 3321 番から 3324 番の計 8 件を受理しましたので報告いたします。</p> <p>解約事由はいずれも「労力不足」で、返還後の利用計画は「他者に貸付」並びに「他者に貸付、一部他者に貸付予定」となっています。備考欄に記載の頁と番号は議案第 2 号の関連案件です。</p> <p>なお、3321 番から 3324 番は昨年 12 月 11 日以降 12 月末までに受理した案件のため、この番号となっています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>》</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を説明いたします。併せて別添の「農地法第 3 条調査書」をご覧ください。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。整理番号 3701 は、すでに農業者年金受給に伴って、親から後継者である現経営者に移譲が完了し、現在は使用収益権設定中の土地です。</p> <p>経営移譲は使用貸借権を設定して行われたもので、農業者年金でいう「特定処分対象農地」に当たりますが、その一部について、今般、耕作の都合により改めて「使用貸借権設定」の許可申請がなされたものです。</p> <p>整理番号 3702 は、畑 1 筆 264 ㎡を贈与するとの案件であります。この土地の所有者である譲渡人は、自身が高齢になって農地の管理・耕作ができなくなったことから、所有財産の処分を考えているとのこととあります。</p> <p>子供は県外に暮らしており農地への関心もないとのこととあります。当該申請地は譲受人の妻の実家が小作をしていた関係から、是非にと譲渡人の側から贈与を申し出、両者で合意したことから今般の申請になったとのこととあります。</p>

議 長	<p>譲受人の状況は議案書の最後に付した調査書のとおりであり、2件とも、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問・意見がないようですので、本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>次に、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が14件、3年を超え6年以内が35件、6年を超え10年以内が4件、10年超はなしで、合計53件、借り手29人、貸し手52人で、利用権を設定する土地は、田が124筆157,561.87㎡、畑は19筆、6,468㎡で、再設定46件、新規設定が5件です。</p> <p>2の利用権移転、3の所有権移転はありません。詳細については、3頁から10頁に掲載したとおりです。</p> <p>それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。</p> <p>3頁をご覧ください。整理番号3706は、この後、小作契約の合意解約案件でご報告いたしますが、耕作者の労力不足により返還を受けた土地を、改めて新たな耕作者に利用権を設定するというものです。なお、契約期間が1年2か月と極端に短いのは、その後の契約更新を見据え、両者の間の他の利用権設定契約と終期を合わせたためです。</p> <p>次に9頁の整理番号3747は、利用権設定の期間満了していた当該地を新たに耕作者を変えて、地域の担い手へ耕作を依頼するというものです。</p> <p>また、整理番号3748は、高齢で耕作できなくなったため地域の担い手へ賃借権を設定するものです。</p> <p>次に10頁、整理番号3751ですが、後段の合意解約の報告にありますように</p>

<p>議 長</p>	<p>耕作者の労力不足により返還を受けた当該地を同一集落内の担い手に集約するものです。</p> <p>次に整理番号 3752 は、労力不足により耕作できない当該地を親戚筋に当たる地域の担い手へ賃借権を設定するものです。なお、賃借料はほ場の状況により 3 筆は反当 1 万円、1 筆は 8 千円となっております。</p> <p>なお、これら 53 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書 11 頁、整理番号番 3748 から 3754 までの 7 件です。いずれも農業経営基盤強化法により賃借権が設定されていたものでありますが、耕作者の労力不足により返還されることとなり、両者で合意したと報告のあったものです。</p> <p>整理番号 3748 及び 3750 は、議案第 2 号で利用権の設定をご承認いただいた関連案件であります。</p> <p>他の 5 件についても他者への貸付予定であるとの報告がありますので、来月以降、利用権設定をご審議いただくことになると考えています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>《<u>大潟区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。3 年以内が 7 件、3 年を超え 6 年以内が 8 件、6 年を超え 10 年以内が 4 件、10 年を超えるものが 2 件、計 21 件、借り手人数は 13 人、貸し手人数は 19 人です。利用権を設定する土地は、地目が田で 54 筆 121,157 ㎡、そのうち再設定が 14 件、新規設定が 7 件です。</p> <p>次に、2 の利用権移転です。件数は 22 件、借り手人数は 5 人、貸し手人数は 2 人で、利用権を移転する土地は、地目が田で 42 筆 80,758 ㎡です。</p> <p>つづいて、3 の所有権移転です。件数は 1 件、買い手人数・売り手人数ともに 1 人、所有権を移転する土地は、地目が田で 1 筆 451 ㎡です。</p> <p>それでは、新規設定 7 件の明細についてご説明いたします。</p> <p>議案書は 2 頁の番号 4780 番をご覧ください。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了を機に、新たに地域の担い手と 10 a 当 12 千円、期間 2 年 7 ケ月の相対契約を締結するものです。なお、利用権設定期間については、他の筆の利用権設定期間との調整を図ったためであります。</p> <p>次に 3 頁の番号 4607 番をご覧ください。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了を機に、新たに地域の担い手と 10 a 当 12 千円、期間 6 年の相対契約を締結するものです。</p> <p>つづきまして番号 4608 番です。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了を機に、新たに地域の担い手と 10 a 当 12 千円、期間 6 年の相対契約を締結するものです。</p> <p>めくっていただいて 4 頁の番号 4609 番です。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、借人の要望により、新たに地域の担い手と 10 a 当 12 千円または 10.6 千円、期間 6 年の相対契約を締結するものです。</p> <p>つづいて、5 頁をご覧ください。番号 4789 番です。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了を機に、新たに地域の担い手と 10 a 当 12 千円、期間 10 年の相対契約を締結するものです。農地中間管理機構を活用せず相対契約でございます。</p> <p>つぎに 6 頁の番号 4610 番・4611 番です。これまで世帯内の使用貸借契約により耕作していた農地について、高齢による離農を機に、農地中間管理機構へ 10</p>

	<p>a 当 12 千円、期間 10 年 11 ヶ月で貸し付けるものです。</p> <p>次に 7 頁から 10 頁までの利用権移転、番号 4612 番から 4633 番までの 22 件についてご説明いたします。22 件の利用権移転にかかる旧借り手 2 名が計画する土地利用調整に伴い、地域の担い手である新借り手へ利用権移転するものです。詳細は議案書に記載のとおりで、10a 当の賃借料ならびに契約内容について変更はありません。</p> <p>次に、11 頁の所有権移転の明細についてご説明いたします。番号 4634 番の 1 件です。これまで貸し手と借り手との間で利用権設定していた「田」について、借入人の要望により他者へ売買、所有権移転するものです。なお、10a 当の対価額は、過去の売買実績等を参考に価格設定したものであります。</p> <p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 12 頁をご覧ください。番号 4601 番、4602 番の 2 件です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による賃貸借で、「合意解約の事由」は両案件ともに借人の要望、「返還後の利用計画」は、番号 4601 番が他者へ売却、番号 4602 番が他者へ貸付であります。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について></p>
議 長	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 13 頁をご覧ください。番号 4614 番から 4617 番までの 4 件です。</p> <p>まず番号 4614 番です。届出農地は下小船津浜地内、下小船津浜町内会館から県道犀潟柿崎線を横断し、北へ 200m 程に位置する「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は 14 頁になります。</p> <p>つぎに番号 4615 番です。届出農地は同じく下小船津浜地内、「ウエルシア上越大潟店」の裏手の団地内になりますが、「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は 15 頁をご覧ください。</p> <p>つづいて番号 4616 番です。届出農地は土底浜地内、国道 8 号線沿の「株式会社リファイン」の隣接地であります、「登記簿地目 畑」を転用し、敷地の拡張を図るものであります。位置図は 16 頁になります。</p> <p>つづいて番号 4617 番です。先月の「第 9 回第二農地部会定例会」でご報告いたしました「報告第 4 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出を要する農地に係る買受適格証明願について」の関連案件であります。</p> <p>届出農地は下小船津浜地内（旧柳沢商店 農機センター前の駐車場敷地）で、自動車販売業を営んでいる申請者が、手狭となってきた店舗の移転計画に伴い、「登記簿地目 畑」を駐車場用地とするものであります。位置図は 17 頁をご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について></p>
議 長	<p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>大潟区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 18 頁をご覧ください。番号 4721 番から 4726 番までの 6 件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。</p> <p>それからご覧いただいている議案書の整理番号について補足申し上げます。</p> <p>農業委員会事務局では、議案書の整理番号は「年度」でなく、「暦の 1 年（1 月から 12 月）」という括りのなかで整理あるいは管理しており、さらに各区に整理番号が割り振られております。参考到大潟区整理番号は、「4601 番～5300 番」までとなっております。今月の大潟区議案書整理番号は、4600 番台・4700 番台が混在しておりますが、各案件の受付月によって管理しているためであり、昨年 12 月中の受付案件は 4700 番台（先月からのつづき番号）、また今年 1 月に受付けた案件は、4601 番から付してございますので補足いたします。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>金 沢 職 務 代 理</p> <p>頸 城 区 駐 在 室</p>	<p>《<u>頸城区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、今回、2 頁の番号 5302 番は、私が代表を務める法人に係る案件でありますので退席し、その案件を最初に審議することとし、議事参与の制限により、私は一時退席させていただきます。その間の議事進行は、金澤職務代理にお願いします。</p> <p>（大滝部会長退席し、金澤職務代理が議長席に着く。）</p> <p>それでは、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」2 頁の整理番号 5302 番の大瀧委員関連の 1 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>2 頁の整理番号 5302 番をご説明いたします。この案件は、再設定で期間 3 年、小作料はご覧のとおりであります。以上です。</p>

金沢職務代理	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
金沢職務代理	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
金沢職務代理	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p> <p>(大瀧部会長、席に戻る)</p>
議 長	<p>続きまして、整理番号 5302 番以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>先程同意していただいた案件を除いた分をご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 9 件、6 年を超え 10 年以内が 15 件、10 年を超えるものが 4 件で合計 29 件、借り手 17 人、貸し手 28 人、利用権を設定する土地は、田 77 筆 212,540 m²、畑 1 筆 363 m²、再設定 24 件、新規 5 件です。詳細については、2 頁から 8 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>3 頁、整理番号 5307 番については、再設定ですが農協が譲渡人となる転貸であり、新規とカウントされたものであります。</p> <p>次に 8 頁 5327 番から 5330 番は、新たに中間管理機構への貸付であります。なお、再設定で 5 頁 5312 番が「使用貸借 0 円」となっていますが、利用権設定対象農地の最初が印字されるためであり、他の 5 筆は 15,000 円での契約となっています。</p> <p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p>
議 長	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。</p> <p>9 頁をご覧ください。権利の設定で 5 件です。詳細については、10 頁をご覧ください。いずれも、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p> <p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p>
議 長	<p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>11 頁の番号 5319 番から 5322 番の 4 件について、解約理由は「労力不足」であり、返還後の利用計画については「他者へ貸し付け予定」となっておりますが、近隣の農家が借りることに決まっており、来月以降に利用権設定がされる予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>頸城区 駐在室</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> <p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」をご報告いたします。 12頁をご覧ください。番号5361番から19頁の5414番までの54件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p> <p>吉川区 駐在室</p>	<p><<吉川区駐在室の議案>></p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 1頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が7件、3年を超え6年以内が3件、6年を超え10年以内が1件、10年超が1件で合計12件、借り手10人、貸し手12人で、利用権を設定する土地は、田が30筆25,677㎡、畑は2筆753㎡です。再設定8件、新規4件です。 2の利用権移転は1件、借り手1人、貸し手1人、利用権を移転する土地は、田が2筆2,116㎡で、3の所有権移転は、1件、買い手1人、売り手1人、所有権を移転する土地は田7筆12,248㎡です。詳細については、2頁の6201番から7頁6214番までの14件を掲載いたしました。 それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。 2頁をご覧ください。番号6204番は、耕作者の労力不足により自作出来ないため地域の法人に依頼する案件です。 次に6205番は、耕作者の高齢化による労力不足のため自作出来ないため、地域の法人に依頼する案件です。</p>

	<p>次に3頁の6210番は、地域の法人からの要望による案件です。</p> <p>次に5頁の6212番は、耕作者の高齢化による労力不足のため自作が出来ないため、農地中間管理機構に依頼する案件です。なお、農地中間管理機構から耕作者への案件は来月以降になります。</p> <p>次に利用権移転を説明いたします。</p> <p>6頁の6213番1件になります。旧借り手の労力不足により地域の法人に移転する案件です。</p> <p>次に、所有権移転について説明をいたします。</p> <p>7頁をご覧ください。番号6214番1件ですが、8頁の農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の番号6203番から6206番までの4件と連動していますが、土地所有者である売手の要望により近接地の法人に売却する案件です。</p> <p>なお、これら14件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
村松委員	<p>参考に教えてください。番号6204番の賃借料が土改費負担額とありますが、いくらになりますか。</p>
吉川区 駐在室	<p>詳細な金額はわかりません。</p>
村松委員	<p>概算でもいいのでわかりませんか。</p>
吉川区 駐在室	<p>土地改良費は事務費と水利費等であり、場所によってまちまちなのでわかりかねます。</p>
村松委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p>
議 長	<p>ほかにはないようですので、本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

<p>議 長</p> <p>吉川区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>8頁の番号6201番から6206番までの6件です。</p> <p>6201番、6202番は耕作者の高齢による労力不足により解約する案件です。なお、返還後は休耕となりますが、所有者には農地の管理を指導しております。</p> <p>次に6203番から6206番までの4件すべて、貸出人である地権者の売却したいとの要望から利用権設定を解約し、他者へ売却するものです。また、この4件共に、先ほど説明させていただきましたが利用権設定での所有権移転に連動しています。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p><u><<三和区駐在室の議案>></u></p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1頁の議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定6件を説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3年以内が4件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が1件で、借り手5人、貸し手6人です。利用権を設定する土地は、田12筆41,208㎡、畑1筆240㎡で、再設定が5件、新規が1件です。詳細は2頁から4頁に記載のとおりです。</p> <p>新規設定について説明いたします。</p> <p>3頁の8605番は所有者の高齢化などの事情により耕作ができないことから、新耕作者に貸し付けるものです。</p> <p>利用権設定6件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件</p>

	を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<p><議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」5頁から6頁をご覧ください。</p> <p>権利の設定について、8601番の1件を説明いたします。先月の農地部会で、農業経営基盤促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地3筆について、市長が農地中間管理機構に借り受け申出をしている整理番号8601番を農業者に配分するため利用配分計画案を作成しました。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>権利の設定の内訳は、期間は10年を超えるものが1件で、借手1人、権利を設定する土地は田3筆18,200㎡です。以上です</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について同意することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>7頁の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」8601番の1件を説明いたします。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は労力不足、返還後の利用計画は他者へ貸付予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。</p>
議 長	<p>本日の令和元年度第10回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p>(午後3時10分)</p>